# 播磨町狭あい道路整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民の理解と協力を得て道路の用地確保及び整備を行うことにより、 住民の日常生活の利便の向上、生活環境の整備及び災害時における安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42 条第2項の規定する道であって、町道(道路法(昭和27年法律第180号)第8条 第1項に規定する道路をいう。)及び町長がこれと同等と認める道路をいう。
  - (2) 道路の後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の 境界をいう。
  - (3)後退道路用地 狭あい道路に接する土地のうち、当該土地と狭あい道路との境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
  - (4) すみ切り等用地 すみ切り用地及び道路の機能改善を目的に道路管理者が必要と認めた用地をいう。
  - (5) 建築行為 建築物を建築し、又は建築物以外の工作物を築造する行為をいう。
  - (6) 建築主等 狭あい道路に接する土地で建築行為をしようとする者並びに後退道路用 地及び後退道路用地内にある工作物の所有者をいう。
  - (7) 支障物 後退道路用地及びすみ切り等用地内にある、門、塀、生垣、擁壁その他これらに類する物で、狭あい道路の整備の支障となるものをいう。
  - (8) 後退工事 後退道路用地内の支障物を除却し、道路として使用を可能な状態にする 工事をいう。

(適用対象)

- 第3条 この要綱は、狭あい道路に接する土地で次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。ただし、当該土地で、播磨町開発指導要綱(平成26年要綱第30号) に係るものについては、この要綱は適用しない。
  - (1) 法第6条第1項又は第6条の2第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。) に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。) がなされる建築行為に係る土地又は既に建築行為が完了し、道路の後退線まで支障物が除却されている土地
  - (2) その他第1条に規定する目的を達成するために町長が特に必要があると認める土地

(事前協議)

第4条 建築主等は、播磨町で確認申請の申請書を提出しようとするときは、狭あい道路

事前協議書(様式第1号)を町長に提出して、狭あい道路の拡幅整備について協議を行うものとする。ただし、町長が認めるときは、当該協議を省略することができる。

- 2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1)後退道路用地の区域に関すること。
  - (2) 寄附若しくは買取り又は無償土地使用貸借契約(以下「無償使用契約」という。) による後退道路用地の使用に関すること。
  - (3) 支障物の除却又は移転に関すること。
  - (4) 後退道路用地の整備に関すること。
  - (5) 後退道路用地の維持管理に関すること。
  - (6) その他町長が必要と認めること。
- 3 町長は、第1項の協議があったときは、回答書により回答するものとする。
- 4 町長は、第1項の協議に係る後退道路用地の整備及び維持管理が困難であると判断したときは、協議を打ち切るものとする。

## (後退道路用地の寄附若しくは買取り又は無償使用契約等)

- 第5条 建築主等は、前条第1項の協議に基づき後退道路用地を町に寄附するときは、寄 附採納願出書(様式第2号)及び登記原因証明情報及び登記承諾書(様式第3号)を町 長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による、寄附により取得する後退道路用地及び寄附又は買取りにより取得するすみ切り等用地は、道路との境界が確定しているものでなければならない。
- 3 町長は、後退道路用地を取得できないときは、町長が定める契約書により無償使用契 約を締結し、当該後退道路用地を使用できるものとする。

## (測量及び登記手続)

- 第6条 町長が後退道路用地を寄附若しくは買取りにより取得するときは、原則として、町長が測量並びに分筆及び所有権移転に係る登記手続を行うものとする。
- 2 町長は、建築物の建築時に土地の分筆等がある場合においては、後退道路部分の分筆も併せて行うよう建築主等に協力を要請するものとする。
- 3 第1項に規定する測量並びに分筆及び所有権移転に係る登記手続は、道路の拡幅整備 工事の施工着手前までに行うものとする。

#### (後退工事)

- 第7条 建築主等は、第4条第3項の回答書に基づき後退工事に着手しなければならない。 ただし、後退道路用地内に存する移設可能な給排水管等については、予算の範囲内にお いて町が移設を行うことができるものとする。
- 2 建築主等は、当該建築行為が完了するまでに後退工事を完了させ、かつ、後退工事完 了届(様式第4号)を町長に提出し、その確認を受けなければならない。

(後退道路用地の整備及び維持管理)

- 第8条 町長は、第5条第1項の規定により取得した後退道路用地又は同条第3項の規定 により使用する後退道路用地については、現況道路に応じた路面の舗装整備を実施し、 維持管理するものとする。
- 2 町長は、後退道路用地の使用に支障を及ぼさないよう、建築主等に対して道路の後退線の外側に排水施設等の構造物の設置を要請することができる。

### (道路の後退線の表示)

第9条 町長は、狭あい道路の整備を行ったときは、後退道路用地に、拡幅整備が行われ たことを明らかにするため、プレートの設置等の措置を講ずるものとする。

## (すみ切り等用地の整備)

- 第10条 町長は、後退道路用地に接する土地にすみ切り等用地が必要なときは、その用地の確保に努めるものとする。
- 2 町長は、すみ切り等用地を町長が別に定める基準による買取り若しくは寄附により取得し、又は無償使用契約により使用するものとする。

## (固定資産税及び都市計画税の非課税措置)

第11条 町長は、無償使用契約により後退道路用地又はすみ切り等用地が道路の用に供されるときは、当該用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とすることができる。

## (補足)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。